

大横川親水公園の再整備に係る民間活力導入に関する サウンディング型市場調査実施要領

墨田区立大横川親水公園（以下「本公園」という。）は、都市における貴重なみどりの拠点であり、うるおいとやすらぎのある水に親しめる親水公園として、幅広い年齢層に利用されている区のシンボリックな公園です。

本公園は浅草周辺から押上・とうきょうスカイツリー駅周辺を結ぶ動線に接しており、人々の回遊を錦糸町方面へと誘導する重要な施設であることから、公園の魅力及び回遊性の向上を図るため、公園施設のリノベーション等の公園再整備の検討を進めています。

その一環として、民間事業者等との連携による公園の魅力を高める利活用の可能性やその事業手法について、自由かつ実現可能なアイデアを広くお聞きするため、サウンディング型市場調査を実施します。

対話の方法等

対話期間：令和5年1月25日（水）～令和5年1月31日（火）

土日祝日除く

所要時間：1グループ1時間程度

場 所：墨田区役所

日時をご連絡する際に、会場等の詳細についてご案内します。

対 象 者：事業実施に関心のある法人又は法人のグループ

方 法：直接対話及びWEB会議システムによる対話

マスクの着用や参加人数の制限など感染防止対策にご協力をお願いします。

ご希望により、WEB会議システムによる対話も可能です。

現地説明会の申込み

対話への参加を希望される事業者向けに現地説明会を実施します。参加を希望される事業者は、「現地説明会参加申込書」（様式1）に必要事項を記入し、Eメールへ添付の上、お申込みください。

実施日時：令和4年11月29日（火）及び 11月30日（水）

時間はいずれも、10：00～12：00または14：00～16：00

申込期間：令和4年11月15日（火）～令和4年11月24日（木）

申 込 先：墨田区 都市整備部 道路公園課

Eメール：dourokouen@city.sumida.lg.jp

送信時の件名は「大横川親水公園現地説明会申込み」としてください。

留意事項：希望日を、 から選択の上、希望順位もご記入ください。実施日時を調整し、後日ご連絡します。

質問の受付及び回答

サウンディング型市場調査に関する質問がある場合は、「質問票」(様式2)に必要な事項を記入し、Eメールに添付の上、送付ください。

質問に関する回答については、質問者名を匿名した上で、質問内容とともに、12月19日(月)(予定)に墨田区ホームページにて公表します。(質問内容によっては、一部要約する場合があります。)

受付期間：令和4年11月16日(水)～令和4年12月9日(金)

申込先：墨田区 都市整備部 道路公園課

Eメール：dourokouen@city.sumida.lg.jp

対話参加の申込み

別紙「エントリーシート」(様式3)及び「提案シート」(様式4)に必要な事項を記入し、Eメールへ添付の上、お申込みください。

申込期間：令和4年11月16日(水)～令和5年1月19日(木)

申込先：墨田区 都市整備部道路公園課

Eメール：dourokouen@city.sumida.lg.jp

送信時の件名は「大横川親水公園対話参加」としてください。

留意事項：対話希望日時を5つ以上選択の上、希望順位もご記入ください。対話日時及び開催場所を調整し、後日ご連絡します。

WEB会議システムをご希望の場合は、対話日時を個別に調整の上、決定します。

先に「エントリーシート」をご提出いただいた後に、「提案シート」をご提出いただいても構いません。

1 大横川親水公園の概要

詳細については、別添の「事業概要資料」をご覧ください。

(1) 大横川親水公園の概要

所在地	墨田区吾妻橋3、業平1、東駒形4、横川1、本所4、太平1、石原4、錦糸1、亀沢1、江東橋1、緑4地先
アクセス	都営地下鉄浅草線「本所吾妻橋駅」より徒歩5分 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー」駅より徒歩5分 JR 総武線「錦糸町」駅より徒歩8分
面積	公園全体：約6.35ha
開園年月日	平成5年4月1日
開園日	通年（魚釣り場、船形施設及び周辺園地は12月29日から1月3日までは使用休止）
開園時間	終日（魚釣り場、船形施設及び周辺園地は使用時間の定め有り）
公園種別	都市公園（地区公園）
主な公園施設	船形施設（管理棟）花壇、芝生広場、魚釣り場、じゃぶじゃぶ水路、ちびっこ広場、紅葉渓谷、散策路、万華池、イベント広場、テニスコート、トイレ等
現在の管理形態	区の直営管理（業種別に委託）
その他	河川法の適用あり 一部、除く

(2) 位置図



2 アイデアをご提案いただくに当たって

本公園のうち北端に位置するエリア（釣川原ゾーン）は、浅草周辺と押上・東京スカイツリー駅周辺を結ぶ動線の結節点に位置しており、南北方向の回遊軸の導入部として重要な箇所であることから、民間事業者等との連携により、来訪者を公園内に引き込む機能の強化など公園の魅力を高める利活用を図りたいと考えています。

そこでアイデアをご提案いただく上で、特に以下の内容について具体的なご意見ご提案をお願いします。

（１）船形施設（管理棟）を利活用するアイデアについてお聞かせください。

業平橋北側には、地下部分が浄化施設、地上部分は公園管理事務所となっている船形の施設があります。地上部分の公園管理事務所は、浄化施設の監視室や受電室等を除いた部分が現在空きスペースとなっており、本公園の導入部として地域住民だけでなく来訪者も引き付ける新たな機能を持った施設として利活用する必要があると考えています。

ア 空きスペースの一部のみの提案も可能です。

イ 周辺園地を含んだ提案も可能です。

（２）魚つり場を利活用するアイデアについてお聞かせください。

業平橋と平川橋跡の間には、延長約130mの魚つり場があります。現在は、地域の高齢者が日常的に利用する施設となっていますが、釣り川原ゾーンの主要施設の一つであり、本公園の魅力向上に資する施設へのリノベーションが必要と考えています。

ア 既存施設の管理運営に関する提案も可能です。

イ 既存魚つり場の一部又は全部を別の機能に転換する提案も可能です。

（３）魚つり場管理事務所があるエリアを利活用するアイデアについてお聞かせください。

魚つり場の北側には、魚つり場管理事務所とストックヤードがあります。河川区域外のエリアであることから、建築物の設置などより積極的な利活用が可能と考えています。

ア 魚つり場管理事務所については、既存建物の利用又は建替え、改装による提案も可能です。

イ 魚釣り場管理事務所、全面通路及びストックヤードの一体的な利活用の提案も可能です。

（４）大横川親水公園全体の回遊性を向上させるアイデアについてお聞かせください。

本公園は東京スカイツリー周辺から錦糸町周辺まで全長約1.8kmあり、南北へ長い特徴がある公園となっています。公園の利用促進、地域連携の南北の軸としての機能強化のため、1.8kmある公園を歩いてみたいと思わせる仕組みづくりが必要と考えています。

（５）収益施設を設置する場合の使用料について

都市公園法第5条に基づく設置管理許可により公園施設を管理運営する場合、又は園内に収益施設を設置する場合は、墨田区立公園条例第7条に基づく使用料を徴収します。

また、イベント等を行う場合は、墨田区立公園条例第12条に基づく占用料を徴収します。

3 対話でお聞きしたい内容

ご提案・ご意見のない項目があっても構いません。

ご提案・ご意見に関する参考資料がございましたら、差し支えない範囲で、ご提供ください。

本事業への事業参入に対する関心、可能性
大横川親水公園に対する評価（長所・短所）
実施可能性のある事業の内容、範囲等
事業の実施体制（構成、役割分担（設計、建設、管理運営等）、グループ会社との協力体制等）
上記3（1）～（4）に関するアイデア
事業実施に必要な与条件
管理運営への関わり方について
公園の魅力を向上する管理運営等のアイデアについて
公園を活用した地域活性化につながる提案について
その他区への要望

4 実施スケジュール

実施要領の公表	令和4年11月15日（火）
現地説明会の参加申込み期限（希望者のみ）	令和4年11月24日（木）
現地説明会の実施期間 （日程は調整の上、個別にご連絡します。）	令和4年11月29日（火）及び 令和4年11月30日（水）
質問の受付期間（希望者のみ）	令和4年11月16日（水）から 令和4年12月9日（金）まで
質問の回答（区HPにて公表します。）	令和4年12月19日（月）
対話参加の申込み・提案シート提出期間	令和4年11月16日（水）から 令和5年1月19日（木）まで
対話の実施期間（土日祝日を除く）	令和5年1月25日（水）から 令和5年1月31日（火）まで
実施結果概要の公表（区HPにて公表します。）	令和5年2月下旬

5 留意事項

（1）対話参加の扱い

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。

（2）対話内容の扱い

対話でお聞きした内容は、事業者公募における公募条件等の検討の参考とさせていただきます。

（3）対話に要する費用

対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

（4）追加対話への協力をお願い

対話終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会を含む）やアンケート等を実施する場合があります。その際にはご協力をお願いします。

（５）対話結果の公表について

対話内容等を簡素化し、結果概要として区ホームページ等で公表します。

公表する内容は事前に参加事業者へ確認を行います。

参加事業者の名称は公表しません。

（６）対話参加の条件

以下のいずれかに該当する法人は対話に参加できません。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の法人

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は墨田区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 5 月 16 日 23 墨総契第 135 号）による入札参加除外措置を受けている法人

墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成 18 年 9 月 20 日 18 墨総契第 387 号）に基づく指名停止期間中にある法人

区税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人

6 様式・資料

様式 1：現地説明会参加申込書

様式 2：質問票

様式 3：エントリーシート

様式 4：提案シート

別 添：事業概要資料

7 お問い合わせ先

墨田区 都市整備部 道路公園課 計画調整担当 小林（繁）、田中（陽）

所在地：墨田区吾妻橋一丁目 2 3 番 2 0 号

電話番号：03（5608）6291（直通）

ファクス：03（5608）6410

Eメール：dourokouen@city.sumida.lg.jp